

<裁量階層要件>

a 入居者又は同居者にイからホまでのいずれかに該当する方がいる場合
イ 障害者基本法第2条に規定する障害者で、次に掲げる障害の程度の一に該当する方を含む世帯
①身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号表の1級から4級までのいずれかに該当する程度
②精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
③知的障害の程度が②の精神障害の程度に相当する程度(療育手帳A1～B1)
ロ 戦傷病者手帳(特別項症～第6項症及び第1款症)の交付を受けている方を 含む世帯
ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、医療給付に関する厚生 労働大臣の認定を受けている方を含む世帯
ニ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、本邦に引き揚げた日か ら起算して5年を経過していない方を含む世帯
ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条 に規定するハンセン病療養所入所者等
b 満 60 歳以上又は満 60 歳以上及び満 18 歳未満の方からなる世帯
c 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者がある場合
d 同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合